

大分県芸術文化活動継続緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動自粛を余儀なくされた芸術文化団体を支援し、芸術文化活動の持続可能性の強化を図るため、別表1に定める県内の芸術文化関係団体等（以下「事業実施主体」という。）が事業を実施するのに要した経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条～第12条に定める文化芸術分野の公演や展示会等（以下「公演等」という。）であって、以下の（1）～（4）のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県が感染状況をステージ3以上にあるとした日の前に開催を決定していた公演等であること
- (2) 県が感染状況をステージ3以上にあるとしている間に中止・延期を決定した公演等であること
- (3) 県が感染状況をステージ3以上にあるとした日から、ステージ2以下へ引き下げた日の前日から起算して1月が経過するまでの間に開催を予定していた公演等であること
- (4) 実施時点における新型コロナウイルス感染症に関する政府、大分県等の方針・要請及び業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に反しない公演等であること

(補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
別表2のとおり	補助対象経費から事業収入を控除した額の10/10以内の額

2 1公演当たりの補助金の上限は3,000千円とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請及び規則第12条の規定による実績報告は、補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、公演等の開催を予定していた日（公演等を異なる日に連続して開催する場合は、その最終日。以下「事業完了日」という。）から起算して3月を経過した日、又は事業完了日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日

までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第2号様式）
- (2) 収支精算書（第3号様式）
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 領収書又は請求書の写し
- (5) 誓約書（第4号様式）
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 事業完了日から3月を経過した日までに申請書を提出できない場合は、速やかに申請遅延理由書（第5号様式）を付して提出すること。

（補助条件）

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に指定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (3) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（補助金の交付決定及び額の確定の通知）

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定及び規則第13条の規定による額の確定の通知は、補助金交付決定兼額の確定通知書（第6号様式）により行うものとする。

（補助金の交付方法）

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

（補助金の交付請求）

第8条 補助金の交付決定及び額の確定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（書類の提出部数等）

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定

めるところによる。

附 則

この要綱は、令和3年度の予算にかかる大分県芸術文化活動継続緊急支援事業費補助金から適用する。

別表 1 (第 1 条関係)

事業実施主体	要 件
<p>県内の芸術文化 関係団体</p>	<p>次のイからハのいずれかに該当する団体（地方公共団体及び地方公共団体が設立主体となる団体を除く）</p> <p>イ 団体としての公演等の主催の実績がある法人格を有する芸術文化団体</p> <p>ロ 公演等の主催の実績を有する者が中核となり設立した法人格を有する芸術文化団体</p> <p>ハ 法人格を有しないが、以下の①から③のいずれかの団体で、</p> <p>i) の要件を充たしている団体</p> <p>① 公演等活動の主催の実績を有する任意団体</p> <p>② 公演等活動の主催の実績を有する者が中核となる任意団体</p> <p>③ 公演等活動の主催の実績を有する団体等が中核団体となる実行委員会</p> <p>i) 定款に類する規約等を有し、以下について明記されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること ・自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること若しくは会計担当者が明確であること
<p>県内の文化施設の 設置者又は運営者</p>	<p>公演等活動の主催の実績のある県内の文化施設の設置者又は運営者（地方公共団体及び地方公共団体の出資する団体を除く）</p>

別表 2 (第 3 条関係)

項 目	主な内容
出演費	出演料 等
稽古費	稽古料、リハーサル費 等
スタッフ費	音響・照明スタッフ費、会場整理員等賃金 等
諸謝金	講師謝金、指導謝金、翻訳謝金 等
音楽費	作曲費、編曲費 等
文芸費	監督料、脚本料、演出料、監修料、振付料 等
舞台・美術費	大道具、小道具、衣装費、照明機材費 等
会場費	会場施設使用料、稽古場使用料 等
役務・委託費	運搬費、広告宣伝費、チケット販売関係費（払戻手数料含む） 等
旅費	交通費、宿泊費 等
借損料	楽器借料、作品借料、権利使用料、付帯設備費 等
需用費	消耗品費、印刷製本費、感染予防対策費 等
その他	その他知事が必要と認める経費

(注) 地方公共団体が所有する施設の使用料については、減免措置等の規定がない場合は、補助対象経費の会場施設使用料に計上できる。

【補助対象とならない経費】

○物販関係費 ○飲食関係費 ○交際・接待費 ○事務用備品等購入費 ○切手代、印紙代、金券類 ○振込手数料（チケット払戻にかかるものは除く） ○本補助金の申請、実績報告にかかる費用 ○社内人件費 ○国内消費税 等

第1号様式（第4条関係）

年度大分県芸術文化活動継続緊急支援事業費
補助金交付申請書兼実績報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
称号又は名称
代表者職・氏名
担当者氏名
連絡先

年度大分県芸術文化活動継続緊急支援事業費補助金を交付されるよう、
大分県芸術文化活動継続緊急支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により申請
し、併せてその実績を関係書類を添えて報告します。

1 申請額 円
2 事業完了年月日 年 月 日

添付書類

- (1) 事業実績書（第2号様式）
- (2) 収支精算書（第3号様式）
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 領収書又は請求書の写し
- (5) 誓約書（第4号様式）
- (6) その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

事業実績書

公演等の名称		
開催予定日		
中止等決定日		
会場		
目的		
内容		
補助対象経費 総額		
事業収入額		
補助金交付 申請額		
事業実施主体	名称	
	住所	
	過去の公演 等活動実績	

※ 開催要項に沿って、できるだけ詳細に記載してください。

※ 必要に応じて、公演等の内容の詳細が分かる資料を添付してください。

第3号様式（第4条関係）

収 支 精 算 書

イ 収入の部

項 目	精 算 額	備 考
協賛金		
その他収入		
小計		※事業収入額
県費補助金		
自己負担金		
計		

ロ 支出の部

項 目	精 算 額	備 考
計		※補助対象経費総額

※ 金額を証明できる書類の写し（領収書等）を添付すること。

※ 備考欄には、単価×数量等の詳細を記載すること。

第4号様式（第4条関係）

誓 約 書

私（当社）は、下記の事項について誓約し、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことで不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私（当社）が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 3 実施計画書に記載した実施済の取組に対しては、国等からの補助を受けていません。

年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第5号様式（第4条関係）

申請遅延理由書

大分県知事 殿

所在地
称号又は名称
代表者職・氏名
担当者氏名
連絡先

年度大分県芸術文化活動継続緊急支援事業費補助金の申請における遅延理由は下記のとおりです。

記

遅延理由：

第6号様式（第6条関係）

年度大分県芸術文化活動継続緊急支援事業費
補助金交付決定兼額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請及び実績報告のあった
年度大分県芸術文化活動継続緊急支援事業費補助金については、下記のとおり交付
することに決定し、その額を確定したので、大分県芸術文化活動継続緊急支援事業
費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 2 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 補助条件 | | |

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に指定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (3) その他、大分県補助金等交付規則及び大分県芸術文化活動継続緊急支援事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。

第7号様式（第8条関係）

年度大分県芸術文化活動継続緊急支援事業費
補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
称号又は名称
代表者職・氏名
担当者氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定及び額の確定通知のあった 年度大分県芸術文化活動継続緊急支援事業費補助金 円を精算払いの方法により交付されるよう、大分県芸術文化活動継続緊急支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

〈振込先〉

金融機関名：
支店名：
預金の種別：
口座番号：
（フリガナ）
預金の名義：